

第6回 理事会 要旨報告

日 時 令和7年5月12日（月） 13:00～16:20

場 所 アクティおろしまち（福島市）、オンライン

出席者 理事18名、監事1名

吉田会長、田中、菱沼、榎田、真船、鈴木副会長、菅野専務理事、白岩、一條、村山、
草野昌利、御代田、渡部、二瓶、菊地、加藤、新宅、草野智正理事
塩崎監事

欠席者 理事2名 新田、飯高理事

報告事項

須賀川創英館高校から令和7年度も特別非常勤講師制度による授業（労働2日、社会保障2日）への講師派遣について依頼があったことが報告され、準備や学校との打合せ等の日程の都合により総会前に講師の募集を行い進めることとした。

審議事項

1. 令和7年度第48回定時総会について

議案書の内容、総会当日のスケジュール、役割分担、招待者、表彰者等について確認した。

2. 企業主導型労務監査、JASTI監査、その他の委託事業

昨年度に引き続き企業主導型保育施設の労務監査事業を実施することになった。令和7年度の実施数は10施設、監査員は10名となった。

監査員の選任については、期限の都合により昨年度の監査員に募集をかけることとした。総括グループリーダー及びグループリーダーは以下のとおり決定した。

総括グループリーダー：榎田哲士

グループリーダー：真船あい

経済産業省が策定した繊維産業の監査要求事項・評価基準「JASTI」監査制度の運用が開始され、JASTI監査を社労士が行うこととなった。「ビジネスと人権」推進社労士（上級研修修了者）を対象に連合会で募集されたことを確認し、必要があれば協力する。

令和7年度から連合会が受託した働き方改革推進支援事業に関して、福島センターについては、県会事務局内の一室を使用すること、事務局パート職員がセンターの事務補助員として出向扱いとなることを確認し、そのための契約書を連合会と締結する。

3. 事務局体制について

パート職員の勤務時間が、4月から9時～17時に変更となっていることの報告があった。また、これまでの昇給実績等により事務局職員の昇給、前期賞与について決定した。

育児・介護休業法の改正に伴い、事務局の「育児・介護休業等に関する細則」、「ハラスメント防止に関する細則」の一部を、4月1日に遡及して改正することを決定した。

事務局へのカスハラや苦情等の対応に備え、通話録音機能付き機器の導入を検討する。

4. 常設・特別委員会等の分担等の見直し

委員会等の数が多く一人で複数の役割を担っていること、また、委員会等によって業務量に差があること等、理事の負担が大きくなっている現状を鑑み、現在の細則等の変更は

要しないが、次期常設・特別委員会等の分担を行う際には、運用上関係がある委員会等を兼務することとし、業務負担の均等化や省力化を図る。

また、支部長に関しては、支部運営の統括の他、苦情処理委員や業務監察委員としての対応もあることから、県会の常設委員会の委員には入らない方向で試行することとなった。なお、委員の人数が減り手薄となる部分は、理事全体での協力体制とする。

5. 社労士会労働紛争解決センター福島（ADRセンター）における申立費用等について

ADRセンターの申立費用及び手続費用について、令和7年3月31日まで無料としており、4月1日に遡及し申立費用及び手続費用の無料化を継続することとした。

なお、復興支援のため無料化としていたが、令和6年度をもって復興支援事業を終了するので、無料化とする理由を認証個別労働関係紛争解決手続の促進のためとした。

については、速やかに申立費用及び謝金規程の改正を法務省に届け出る。

また、あっせん委員の謝金額について、他県会や他土業のADRセンターを参考に検討することとした。

6. 政連が行う政府・県への要望活動について

政連と県会が協議し、県会が行う事業に関して政府や福島県への予算要望等を行うこと、また、必要に応じて陳情等を行うことの申合せを取り交わすこととした。

以 上